

◎議案第 5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。中村消防長。

○消防長（中村諭君） 議5—1ページでございます。議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり決定するものとする。

平成26年6月13日提出。白老町長。

白老町火災予防条例の一部を法改正する条例でございます。次の次のページ、議5—3、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は平成26年8月1日から施行する。

次のページ、議の5の議案説明でございます。

白老町火災予防条例の一部改正について。

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い火災の発生する恐れのある対象火気器具等を使用する露店等の開設を行う場合に消火器の準備及び開設の届け出義務を設けるほか、町が指定する屋外における大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任並びに火災予防上必要な業務に関する計画の作成、提出及びその適正実施を義務化しそれに伴う罰則規定を新たに追加すべく所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく審議お願いいたします。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 略 第6章 避難管理（第41条—第49条） 第7章～第8章 略 （液体燃料を使用する器具） 第18条 略 (1)～(9) 略 (10)～(13) 略 2 略 （固体燃料を使用する器具）	目次 第1章～第5章 略 第6章 避難管理（第41条—第49条） 第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第49条の2—第49条の3） 第7章～第8章 略 （液体燃料を使用する器具） 第18条 略 (1)～(9) 略 (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。 (10)～(13) 略 2 略 （固体燃料を使用する器具）

第19条 略

- 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。
(電気を熱源とする器具)

第21条 略

- 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火する恐れのない器具にあつては、同項第2号及び第6号から第7号までの規定に限る。)を準用する。
(使用に際し、火災の発生の恐れのある器具)

- 第22条 火消つばその他使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

第19条 略

- 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。
(電気を熱源とする器具)

第21条 略

- 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火する恐れのない器具にあつては、同項第2号及び第6号から第7号までの規定に限る。)を準用する。
(使用に際し、火災の発生の恐れのある器具)

- 第22条 火消つばその他使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。
第6章の2 屋外催しに係る防火管理
(指定催しの指定)

第49条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りではない。

- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する

<p>第52条 略 (1)～(8) 略</p> <p>第55条 略 (1)～(3) 略</p> <p>第56条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条にかかる罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>	<p><u>計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</u></p> <p>(1) <u>防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。</u></p> <p>(2) <u>対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。</u></p> <p>(3) <u>対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>対象火気器具等に対する消火準備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。</u></p> <p>2 <u>前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。</u> (火災とまぎらわしい煙等を発する恐れのある行為等の届出)</p> <p>第52条 略 (1)～(8) 略 (9) <u>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</u> (罰則)</p> <p>第55条 略 (1)～(3) 略 (4) <u>第49条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</u></p> <p>第56条 <u>法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</u></p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その</u></p>
---	---

	<u>訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u>
--	---

○議長（山本浩平君）　　ただいま議案の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　　全員賛成。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。